

あなたは大丈夫？
消費生活
豆知識

賃貸アパートのLPガス料金が高い！ どうして……？

事例

娘が進学するため、県外の賃貸アパートに入居し、アパート管理会社が指定するLPガス事業者と供給契約を結んだ。

一人暮らしなので、大量のガスを使っているわけではないのに、翌月、予想をはるかに上回る料金が請求され、あまりの高額に驚いた。

なぜこんなに高いのか納得できない。どうにか安くならないのか。

相談員からのアドバイス

高額なガス料金は、LPガス業界の「商慣行」によるものかもしれません。これまでは、エアコンやWi-Fi機器など、ガス消費と関係ない設備費用をLPガス料金に上乗せして請求するといった消費者に不利益な商業上の慣行がありました。

LPガス事業者には、アパート入居者の情報提供依頼に応じる義務が課されたため、まずは検針票や請求書を確認し、LPガス事業者へ問い合わせましょう。

なお、令和7年4月からは三部料金制(基本・従量・設備)が徹底され、新規契約については、ガスその他の設備費用をLPガス料金に含めることが禁止されます。



不審に思うことやトラブルがあったときは、相談窓口へお問い合わせください。

遠賀町消費生活相談窓口 ☎ **093-293-7783** FAX093-293-0806

[受付] 9:00~12:00、13:00~16:30 ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

消費者ホットライン ☎ **188 (局番無し)** [受付] 10:00~16:00 ※年末年始は除く

折尾警察署 ☎ **093-691-0110** [受付] 9:00~17:45 ※土・日曜日、祝日は除く



人権・男女共同参画・国際交流に関する
情報を発信します

Wish
みんなのねがい

◆問い合わせ 協働人権係

STOP！セクシャルハラスメント

セクシャルハラスメント(以下、セクハラ)とは、相手が不快に感じる性的な言動のことです。社会的に問題視されているにも関わらず、セクハラは増加傾向にあります。

職場や飲酒する場面で起こることが多く、ボディタッチをはじめ、性的な話題を口にしたり、体型について指摘したりすることなどが挙げられます。セクハラは、相手の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

気づいていますか？それ、セクハラかも……

相手が「笑っているから」「嫌だと言わないから」と、セクハラをしていることに気づいていない人がいます。

今後も関係が続く人に「セクハラです」「不快なのでやめてください」と指摘するのはとても勇気がいるため、我慢しているかもしれません。今一度、自分の立場や言動を客観的に見直してみましょう。



あなたや周りの人がセクハラ被害にあったら……

セクハラを受けたときは、すぐに周りの人や相談窓口へ相談しましょう。職場でのセクハラは、人事部署や労働組合へ相談し、相談先が分からない場合や相談に取り合ってもらえない場合は、下記の相談窓口を利用してください。

また、セクハラに同調したり、加害者を擁護したりすることは決してあってはなりません。

見かけたり、被害者から相談されたりしたときは、真摯に受け止め、被害者に寄り添ってあげてください。

■相談先

- ▷北九州西総合労働相談コーナー
☎093-285-3799(9:30~17:00)
- ▷みんなの人権110番
☎0570-003-110(8:30~17:15)
- ▷女性の人権ホットライン
☎0570-070-810(8:30~17:15)



相続と遺言

ご家族に安心を！



早めに相談して安心じゃ！

ワンストップで丁寧な対応を心がけております！



企業様へのご案内！

建設業
運送業
産廃業 etc

法人設立 (法人化)
NPO 法人

会計記帳
経営審査

スムーズで安心！！

その他 農地転用・許認可など

くらもと行政書士事務所
行政書士 藏元 泰子

中間市垣生 303 (福岡県行政書士会 会員)

TEL 093-982-1830

くらもと行政書士事務所

検索

不動産の賃貸・売買・相続

広告

信頼と真心でお手伝い致します！

株式会社工ステート徳王

TOKUO ☎ **093-601-1811** まずはお気軽にご相談ください！

北九州市八幡西区折尾3丁目8-21 定休日/日曜日・祝日(予約可)
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会会員 福岡県知事(8)第11319号